

議案第40号

羽生市体育館条例の一部を改正する条例

羽生市体育館条例（昭和54年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第4条 体育館は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>設置</u>の目的を達成するため必要な業務に関すること。</p> <p>(使用の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失させるおそれのあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の条件を<u>変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消す</u>ことができる。</p>	<p>(業務)</p> <p>第4条 体育館は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他、<u>設置</u>の目的を達成するため必要な業務に関すること。</p> <p>(使用の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等を<u>き損</u>し、又は滅失させるおそれのあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の条件を<u>変更し若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消す</u>ことができる。</p>

(1) ~ (3) (略)

2 委員会は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(目的外使用)

第11条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により、体育館の一部を目的外に使用させることができる。

2・3 (略)

(特別の設備)

第13条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。第10条第1項の規定による使用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 使用者が故意又は過失によって施設等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 委員会は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、体

(1) ~ (3) (略)

2 使用者は、前項の処分によって、損害を受けることがあっても、委員会はその責を負わない。

(目的外使用)

第11条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、体育館の一部を目的外に使用させることができる。

2・3 (略)

(特別の設備)

第13条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終ったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。第10条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 使用者が故意又は過失によって施設等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

育館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 (略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合にあつては、第3条、第5条、第9条から第11条まで、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第3条中「羽生市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第9条、第10条第1項、第13条及び第14条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「委員会」とあるのは「委員会又は指定管理者」と、第11条中「委員会」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 (略)

(利用料金)

第20条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に羽生市体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 第1項に規定する場合にあつては、第6条から第8条まで、第11条第2項及び第18条第1項第4号の規定を準用する。この場合において、第6条（見出しを含む。）、第

(以下「指定管理者」という。)に、体育館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 (略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条、第9条、第10条第1項及び第13条の規定については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「委員会」とあるのは「委員会又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 (略)

7条（見出しを含む。）、第8条の見出し、第11条第2項及び第18条第1項第4号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第21条（略）

別表第1（第6条、第20条関係）

表（略）

備考

- 1 羽生市、行田市及び加須市（以下「北埼玉地域」という。）に住所を有する者及び羽生市内に通勤し、又は通学している者以外の者の使用料は、規定料金の2倍の額とする。
- 2 北埼玉地域の小・中学生の使用料及び30分の使用許可をした場合の使用料は、規定料金の2分の1の額とする。
- 3 入場料を徴収して専用し、体育競技を行う場合の使用料は、規定料金の5倍の額とする。
- 4 入場料を徴収して専用し、会議室を使用する場合の使用料は、規定料金の2倍の額とする。
- 5 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 6 （略）

別表第2（第11条、第20条関係）

表（略）

（委任）

第20条（略）

別表第1（第6条関係）

表（略）

備考

- 1 羽生市、行田市及び加須市（以下「北埼玉地域」という。）に居住している者及び羽生市内に通学・通勤している者以外の者の使用料金は、規定料金の2倍の額とする。
- 2 北埼玉地域の小・中学生の使用料金及び30分の使用許可をした場合の使用料金は、規定料金の2分の1の額とする。
- 3 入場料を徴収して専用し、体育競技を行う場合の使用料金は、規定料金の5倍の額とする。
- 4 入場料を徴収して専用し、会議室を使用する場合の使用料金は、規定料金の2倍の額とする。
- 5 使用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 6 （略）

別表第2（第11条関係）

表（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月21日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明